

誓 約 書

年 月 日

岡山県知事

殿

誓約者

住所（所在地）	
氏名（名称及び代表者の氏名）	
電 話 番 号	（ ） —

登録申請者、その役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）は、岡山県屋外広告物条例（昭和41年岡山県条例第29号）第21条の5第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

岡山県屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第21条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第21条の14第1項又は法第9条の規定により定められた岡山市又は倉敷市の条例（以下「市の条例」という。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から2年を経過しないものを含む。）
- 二 第21条の14第1項又は市の条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 三 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 四 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前3号又は次号のいずれかに該当するもの
- 五 法人でその役員のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者があるもの
- 六 第21条の11第1項に規定する者を選任していない者